



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

介護保険制度の創設から17年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超えて、全国で約500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

一方、2025年にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後さらに進展し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる2025年までに構築することを地方自治体等に求めています。

### (2) 計画策定の趣旨

西条市の平成24年以降の総人口は少しずつ減少する傾向が続いています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に対して、高齢者人口（65歳以上）は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、平成28年には30.2%と30%を超え、平成29年10月時点で30.9%となっています（住民基本台帳による数値）。

高齢化率の上昇と併せて、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加傾向にあり、要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人が認定者の56.0%を占める状態（平成29年4月1日時点）です。また、介護保険サービスの利用者数（受給者数）も年々増加しており、この傾向は今後も続く予想されます。

西条市において、介護や支援が必要になる高齢者がこれからも確実に増えることと想定される一方、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化して

おり、市の各種高齢者施策は高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応する形で常に進化することが必要と考えられます。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう、健康づくりや介護予防に心がけ、また地域における支援の担い手としても活動していくことが重要です。

それを実現する仕組みとして全国的に求められている「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、西条市では、平成27年3月に「西条市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、前計画といいます。）を策定しました。

前計画により、市では要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきたところです。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、本計画といいます。）は、調査等により把握した市の高齢者を取り巻く状況や、すでに超高齢社会を迎えた市の諸課題に対応するため、前計画で取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。



## 2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

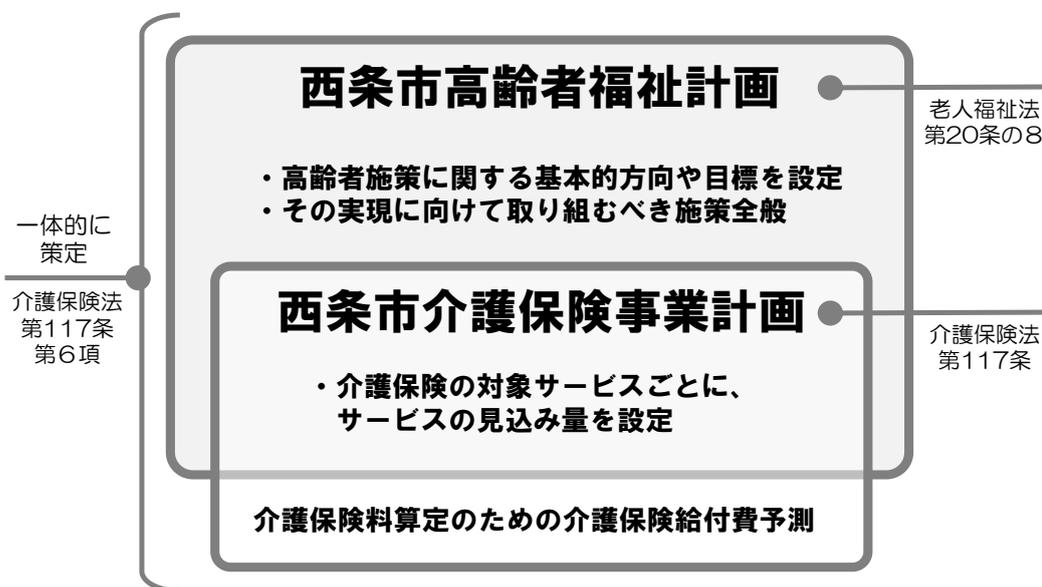
### (1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

### (2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

#### ▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



### (3) 他の計画との整合

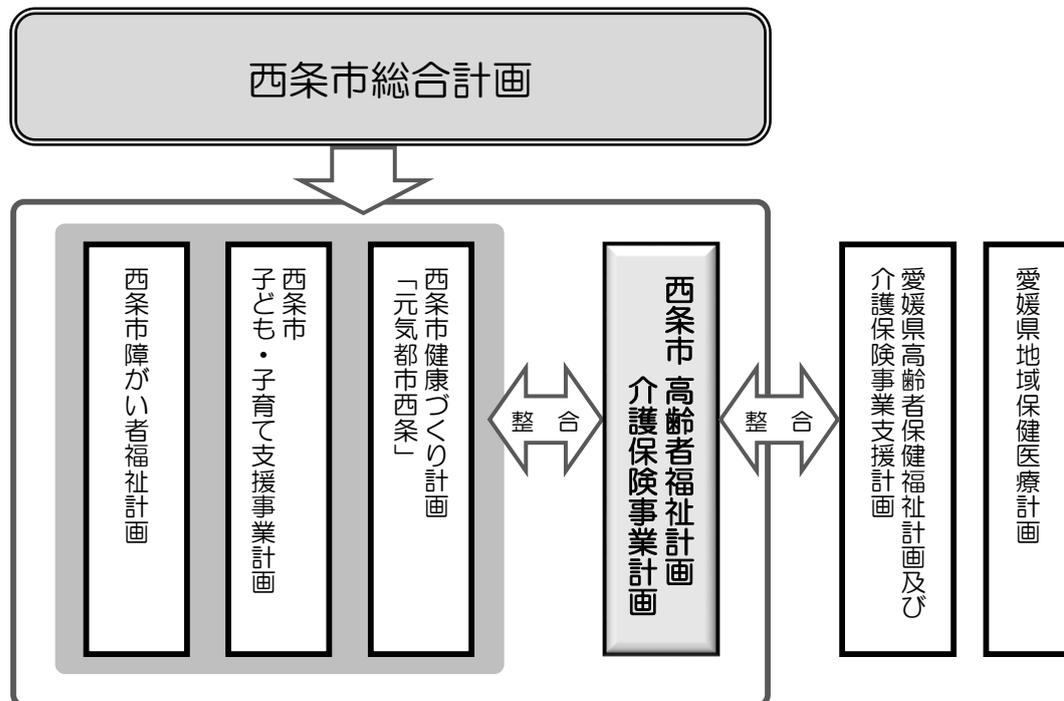
本計画は、「西条市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画で深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアがまず念頭に置かれているものではありませんが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子ども、子育て家庭に対する支援等にも応用できるなど、福祉施策全体に関連性の深い概念です。

本計画は、このように地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」「西条市障がい者福祉計画」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」「愛媛県地域保健医療計画」とも整合を図っています。

#### ▼各計画の関係

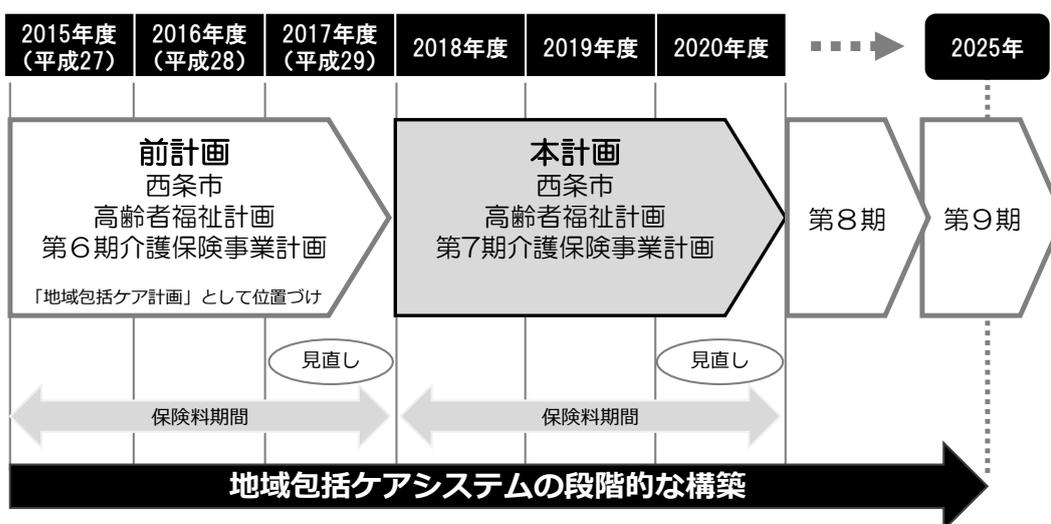


### 3 計画の期間

本計画は、2018年度を初年度とし、2020年度を目標年度とする3か年の計画です。また、2025年に向けて西条市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するための、深化・推進の一段階と位置づけます。

計画の最終年度にあたる2020年度には本計画を見直して次期計画の策定を行います。

#### ▼計画期間



## 4 計画策定の方法

### (1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者に対する生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から高齢者の状況やニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護・要支援認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。

#### <調査の概要>

##### ① 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内にお住まい（平成29年4月1日現在）の65歳以上で、「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」
在宅介護実態調査	市内にお住まい（平成29年4月1日現在）の65歳以上で、「要介護・要支援認定を受け、在宅で生活をしている方」

② 調査時期 平成29年6月22日～8月14日

③ 調査方法 郵送配布・郵送回収

④ 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,343 票	3,414 票	63.9%
在宅介護実態調査	1,186 票	531 票	44.8%

### (2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

### (3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。



#### (4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

意見募集期間	2018年1月9日（火）～2月8日（木）
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所保健福祉部高齢介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	高齢介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	0件（0名） 意見提出はありませんでした。

## 5 本計画のポイント

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針による第7期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国統一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実情・特徴に合わせた計画策定が求められます。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。本計画は、2025年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とする必要があります。

### (2) 2025年度を見据えた計画の作成

本計画期間中の取組を基礎として、2025年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計し、それを踏まえた中長期的な視野に立って、第7期から第9期計画における段階的な充実の方針とその中での第7期計画の位置づけを明らかにし、第7期計画の具体的な取組内容やその目標を設定する必要があります。

### (3) 医療計画との整合性の確保

本計画では、高度急性期から在宅医療・介護までのサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県が作成する医療計画、介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要となります。さらに、医療計画の一部として作成される「地域医療構想」と、本計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保する必要があります。

### (4) 認知症高齢者への対応、介護離職ゼロへ向けた取組など

市町村は、新オレンジプランに基づき、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される仕組みを構築することや、介護離職ゼロへの取組として施設・居住系サービスの整備、介護サービス基盤の整備に伴う人材の確保及び資質の向上を図ることが重要とされています。



## **(5) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進**

保険者である市町村においては、以下の①～④を繰り返し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要とされています。

- ① それぞれの地域の実態把握・課題分析を実施
- ② 実態調査・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成
- ③ 計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供等、自立支援や介護予防への様々な取組を推進
- ④ 取組の実績を評価し、計画について必要な見直しを実施

## **(6) 前計画の実施状況の確認、評価及び把握**

本計画の作成にあたって、前計画の実施状況について実績値等を踏まえながら、計画値との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要です。

また地域の現状とともに給付状況の特徴等を把握し、保険者としての取組と要因を整理することが重要となります。

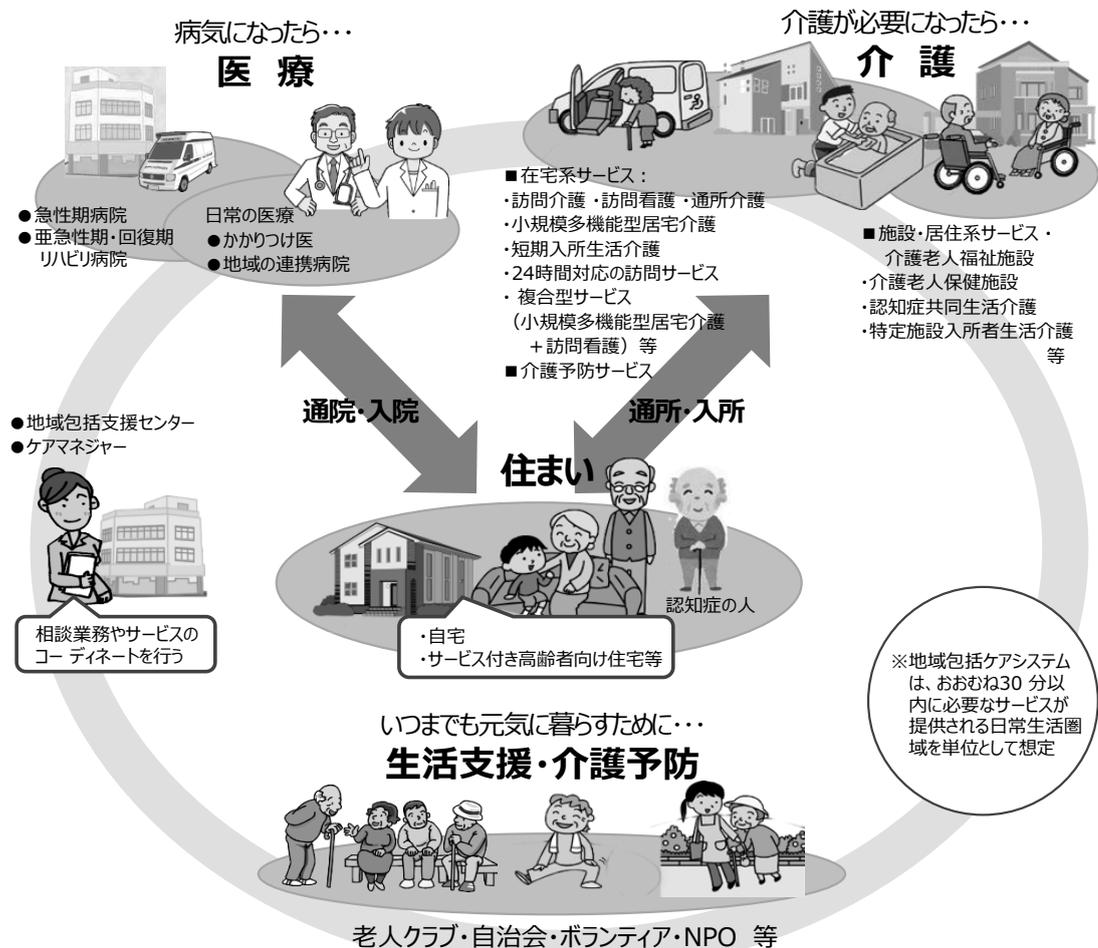
さらに地域密着型サービスの特性、サービス内容、利便性等の周知等や、サービスの利用状況の把握に積極的に取り組むことが求められています。

## (7) 地域包括ケアシステムの全体像

本計画で深化・推進を目指す「地域包括ケアシステム」は、保険者である西条市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要なものです。

健康な高齢者がいつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように図る医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組み、それが西条市の目指す地域包括ケアシステムです。

### ▼地域包括ケアシステムのイメージ



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より